

仕事の原因で負傷し又は疾病にかかった場合等の支援

「雇用類似の働き方に関する検討会」報告書（抄） （平成30年3月30日公表）

6. 雇用類似の働き方に関する保護等の在り方及び今後の検討課題等

（2）検討会で挙げられた保護の内容等

5のとおり、本検討会で把握した雇用関係によらない働き方の者の現状等を踏まえ、本検討会においては、以下のように課題等を整理した。これらに対する労働政策に関する方策について、その必要性も含め、今後検討を進めていくことが考えられる。

なお、労働者以外の役務提供者との取引については、独占禁止法や下請法の対象となり得ることから、雇用類似の働き方の者の保護の必要性を検討するに当たっては、これら経済法との関係にも留意する必要がある。

＜仕事が原因で負傷し又は疾病にかかった場合、仕事が打ち切られた場合等の支援＞

雇用労働者については、労災保険法により、業務上の事由または通勤による傷病等に対して必要な保険給付を受給することができる。また、一定の要件を満たす場合には、雇用保険法に基づき、求職活動中に失業給付を受給することができる。

雇用関係によらない働き方の者についても、現行制度において、その従事する事業が運輸業や建設業の一人親方等で、労災保険法の特別加入制度の対象である場合には、業務に起因する負傷や疾病について給付を受けることができる。このほか、例えば、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運用する中小企業共済（小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度）が存在する。これら共済制度に加入することで、「小規模企業共済制度」においては、廃業等の事由発生時に共済金の受給が可能となり、「中小企業倒産防止共済制度」においては、取引先事業者が倒産し売掛金債権等の回収が困難となった場合に共済金の借入れが可能となる。さらに、民間でも、フリーランス等に対する保険のサービスもある。

他方、5のとおり、ヒアリングでは芸能などの分野においては仕事が原因で負傷等が生じやすく所得等の補填に対するニーズが高かった一方で、例えばIT関連の分野においては、ヒアリングにおいてはそうしたニーズは明確には把握できなかったところである。また、本検討会では、仮に、雇用類似

の者を雇用保険の対象とする場合、当該者に費用の負担をする意欲があるかどうか、また、失職の可能性が異なる者を同一の制度の対象とすることが適当か、といった点についての意見もあった。

これらの点も踏まえ、雇用類似の働き方の者を対象とする仕事の原因で負傷等し、又は仕事が打ち切られた場合の所得等の補填のための方策について、その必要性も含めて検討することが考えられる。

検討会等におけるヒアリング結果

<雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会> ※第3回 参考資料1

【一般社団法人 日本リラクゼーション業協会】

- 労災保険については、民間の労災保険に加入している企業が多い。

【協同組合 日本イラストレーション協会】

- 業務中に物理的に負傷する可能性は他の業種に比べて極めて低いといえる。一方で、仕事によるプレッシャーや受注の不安定さなどによる精神的な負担は非常に大きい。
- 疾病や負傷で仕事ができなくなった場合に備えて、各自で貯蓄や民間の保険に加入するしか対策はない。そのため、所得補償制度や小規模企業共済の紹介を行っているほか、研修等を通じて生活設計に必要な知識の向上を図っている。ただし、不安定な収入状況からか、積極的に加入する動きがあるとは言えない。

【一般社団法人 日本アニメーター・演出協会】

- 疾病等について、一部のストレスのかかる管理系の職種等で、うつ病とか、そういったような精神疾患の話はよく聞かすが、保険適用等はまだ進んでいないというふうに承知している。支援が必要と感じる。

【一般社団法人 日本民間放送連盟】

- 負傷、傷病等について、派遣労働者等と同様、包括的な傷害保険制度の対象としている局や見舞金制度がある局もある。

<雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会> ※第4回 参考資料2

- (行政に望むこと等について) 強いて言うなら、労災・雇用保険くらい。自身で保険料を支払うくらいなら、民間保険でも変わらないかもしれない(放送/受注者)。
- 保険関係は、年間100万円くらい払っている(年金、終身、養老、医療)。何かあった場合に、自分で準備しないとお金がない。体がダメになった時(怪我、病気など)の保険が必要(放送/受注者)。
- 自分は医療保険に入っている。IT業界は仕事でのケガなどの問題は出づらいついかなと思う(IT/受注者)。
- 受注した仕事に起因する加入者の怪我や病気の有無等について、労災等に関する話はあまり聞かない(デザイン/関係団体)。

検討会等におけるヒアリング結果

＜雇用類似の働き方に関する検討会＞ ※「雇用類似の働き方に関する検討会」報告書 参考資料

- 実演家は、年収200万円以下の者も多く（約25%）、事故が起こると金銭的に苦しい。指揮命令系統が明確で、労働者の実態があれば、実演家にも労災が適用されるが、プロダクション事務所や制作会社との関係性から労災に結びつかないケースも多いので、適用されるようにしてほしい（芸能／関係団体）。
- 組合員の怪我の補償として、月1,500円の負担の共済制度を設けている。入院の際の見舞金や死亡弔慰金、傷害保険を適用。またこれとは別に、労災保険で一人親方の特別加入制度もあるが、任意加入であり、掛け金が高いため入らない組合員もいる（運送／関係団体）。
- 常駐フリーの場合、出産・育児・通院休暇、有休、労災、残業代などを認めてほしい。より大きな課題としては、雇用に近い形で働いている者に何らかのセーフティネット、特に、労災と社会保障は切実である（出版／関係団体）。
- 仕事の性質上、怪我はないが、長時間就業になりがちなこと、納期が決められていることなどからストレスが多く、うつ状態になるような場合もある（IT／関係団体）。
- 労災等の制度がないため、実際に何かあったときは、発注者側もどう対応して良いのか悩む。制度がないからと言ってそのまま放っておくのもどうかと考えてしまう（IT／発注者）。
- 発注者が、労災の基準に準拠した給付制度を独自に設けて、業務上の怪我や病気が原因で仕事ができない場合に備えている。
病気等による休業期間中に報酬は支払われないが、独自の給付制度を設けており、即座に契約が終了することはない（営業／関係団体）。
- 育児休業給付、介護休業給付、職業訓練給付、労災保険、産前産後・介護休業のようなセーフティネットは、就労形態問わずすべての働く人が利用できるよう検討してほしい（フリーランス協会）。

現行制度

労働者災害補償保険制度

背景・趣旨

- 労災保険は、労働者の業務災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としているもの。
- 労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしているもの。

概要・仕組み

- 労働者災害補償保険法により、労働者を使用するすべての事業に適用。
- 費用は、原則として事業主の負担する保険料によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によって経理。

〔主な保険給付〕

- 療養補償給付・・・必要な療養を給付
- 休業補償給付・・・休業1日につき給付基礎日額(※)の60%を支給
- 障害補償給付・・・障害が残った場合に年金又は一時金を支給
- 遺族補償給付・・・遺族に対し年金又は一時金を支給

※給付基礎日額・・・原則として、給付事由発生日以前の直近3か月の平均賃金

〔社会復帰促進等事業の概要〕

- 社会復帰促進事業・・・特定疾病アフターケアの実施、義肢・車いす等の支給等
- 被災労働者等援護事業・・・被災労働者の遺児等への労災就学等援護費の支給等
- 安全衛生確保等事業・・・アスベスト等による健康障害防止対策、過重労働・メンタルヘルス対策
倒産した企業の労働者のための未払賃金の立替払事業等

基本データ

- | | | | |
|---------|--------------------|------------|-------------------|
| ○適用事業場数 | 約283万事業場（平成29年度末） | ○適用労働者数 | 約5,836万人（平成29年度末） |
| ○新規受給者数 | 650,534人（平成29年度） | ○年金受給者数 | 215,054人（平成29年度末） |
| ○保険料収入 | 8,686億円（平成29年度） | ○保険料収納率 | 98.6%（平成29年度） |
| ○保険給付等 | 8,727億円（平成30年度予算額） | ○社会復帰促進等事業 | 753億円（平成30年度予算額） |

○労働者災害補償保険制度の概要 (平成30年度予算額)



- ・給付基礎日額とは、原則として被災前直前3ヶ月間の賃金総額をその期間の暦日数で除した額(最低保障額3,940円)である。
- ・年金給付及び長期(1年6ヶ月経過)療養者の休業補償給付に係る給付基礎日額については、年齢階層ごとに最低・最高限度額が設定されている。
- ・個々の事業の労災保険の収支に応じて、保険率(保険料の額)を増減させるメリット制あり(継続事業及び有期事業(一括有期事業を含む)である建設の事業 ±40%、有期事業(一括有期事業を含む)である立木の伐採の事業 ±35%)

※「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づくもの。

労災保険率表

(単位：1／1,000)

(平成30年4月1日改定)

事業の種類 の分類	事業の種類	労災保険 率	事業の種類 の分類	事業の種類	労災保険 率	事業の種類 の分類	事業の種類	労災保険率	
林業	林業	60	製造業	ガラス又はセメント製造業	6	運輸業	交通運輸事業	4	
漁業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	18		コンクリート製造業	13		貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	9	
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38		陶磁器製品製造業	18		港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	9	
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	88		その他の窯業又は土石製品製造業	26		港湾荷役業	13	
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16		金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	6.5	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	
	原油又は天然ガス鉱業	2.5		非鉄金属精錬業	7		その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	採石業	49		金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5.5			清掃、火葬又はと畜の事業	13
	その他の鉱業	26		鋳物業	16	ビルメンテナンス業		5.5	
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	62		金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	10	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業		6.5	
	道路新設事業	11		洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	6.5	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5		
	舗装工事業	9		めつき業	7	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3		
	鉄道又は軌道新設事業	9		機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5	金融業、保険業又は不動産業	2.5		
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	9.5		電気機械器具製造業	2.5	その他の各種事業	3		
	既設建築物設備工事業	12		輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	4	船舶所有者の事業	47		
	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5		船舶製造又は修理業	23				
製造業	その他の建設事業	15		計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5				
	食料品製造業	6		貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5				
	繊維工業又は繊維製品製造業	4		その他の製造業	6.5				
	木材又は木製品製造業	14							
	パルプ又は紙製造業	6.5							
	印刷又は製本業	3.5							
	化学工業	4.5							

労災保険特別加入制度について

1 趣旨

労災保険は、労働者の労働災害に対する保護を主目的とするものであり、労働基準法上の労働者でない者については対象外とされている。特別加入とは、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者について、特に労災保険の加入を認める制度。

2 特別加入の対象者

- ①中小事業主及びその事業に従事する労働者以外の者（役員等）
- ②労働者を使用しないで次の事業を行う一人親方その他の自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者（家族従事者等）

○個人タクシー業者、個人貨物運送業者等 ○大工、左官、とび、石工等の建設業の一人親方
○漁船による水産動植物の採捕の事業に従事する者 ○植林、伐採、木炭製造等を行う林業の一人親方
○医薬品の配置販売業者 ○廃品回収業、くず鉄業と呼ばれる事業を行う再生資源取扱業者
○船員法第1条に規定する船員が行う事業に従事する者

- ③特定作業従事者

○一定規模の農業の事業場において一定の危険有害な農作業に従事する者 ○特定の農業機械を用いて一定範囲の農作業を行う者
○国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業に従事する者
○危険有害な作業に従事する家内労働者等 ○労働組合等常勤役員 ○介護作業従事者及び家事支援従事者

- ④海外派遣者

3 保険給付

原則として、労働者の場合と同様の給付（二次健康診断等給付を除く。）

※ ②、③の一部については、通勤災害に関して給付が行われない。

4 保険料率

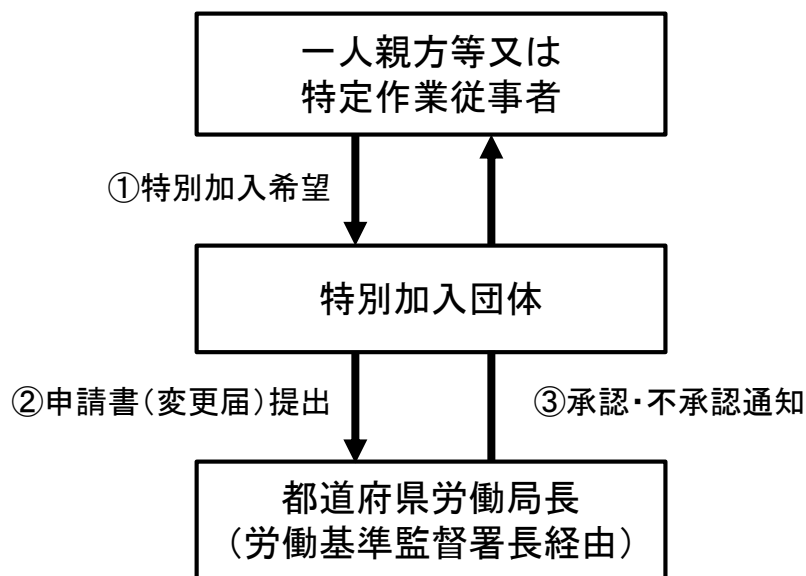
- ① : 当該事業に適用される労災保険率と同一の率
- ②～④: 同種・類似の事業又は作業を行う事業についての災害率等を考慮して定める率

5 給付基礎日額

3,500円～25,000円までの16段階のうち希望額を徴し、都道府県労働局長が決定した額

一人親方等及び特定作業従事者の特別加入

- 一人親方等及び特定作業従事者の特別加入については、一人親方等又は特定作業従事者の団体(特別加入団体)が、その構成員又はその構成員の行う事業に従事する者の業務災害及び通勤災害に関して労災保険の適用を受けることについての申請をし、政府の承認を得た場合、労災保険の適用上、特別加入団体を事業主、一人親方等又は特定作業従事者を労働者とみなすこととされている(労働者災害補償保険法第35条)。
- 特別加入の申請をしようとする団体は、あらかじめ、一人親方等又は特定作業従事者の業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を定めなければならないこととされている(労働者災害補償保険法施行規則第46条の23第2項)。これは、一般の労働者については、労働安全衛生法令等で業務災害の防止に関する諸措置をとることが事業主に義務づけられているが、労働者でない一人親方等及び特定作業従事者については、基本的に業務災害の防止に関する諸措置をとることを義務づけている法令がないことから、一般の労働者との均衡を考慮して、定められたものである。
- また、当該団体は、一人親方等及び特定作業従事者に係る保険料の納付など、事業主に課せられている労働保険事務を処理することになるため、当該団体が以下(※)の要件を全て満たしている場合に、政府は特別加入の承認を行う。



(※)特別加入団体の要件

(昭和40年11月1日付け基発第1454号労働基準局長通達)

- ① 一人親方等又は特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。
- ② その団体が法人であるかどうかは問わないが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手續などが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
- ③ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
- ④ その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- ⑤ その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として労働保険徴収法施行規則第6条第2項第4号に定める区域に相当する区域を超えないものであること。

特別加入保険料率表

第二種特別加入保険料率表

(単位：1/1,000)

(平成30年4月1日改定)

事業又は作業の種類	第二種特別加入保険料率
労働者災害補償保険法施行規則(以下、「労災則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	12
労災則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	18
労災則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	45
労災則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	52
労災則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	7
労災則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	14
労災則第46条の17第7号の事業(船員法第一条に規定する船員が行う事業)	48
労災則第46条の18第1号口の作業(指定農業機械作業従事者)	3
労災則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	3
労災則第46条の18第3号イ又は口の作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	15
労災則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	6
労災則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	17
労災則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	3
労災則第46条の18第3号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	18
労災則第46条の18第2号口の作業(事業主団体等委託訓練従事者)	3
労災則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	9
労災則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	3
労災則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者及び家事支援従事者)	5

一人親方等及び特定作業従事者の特別加入状況

(平成28年度末現在)

一人親方等				
事業の種類		団体数	加入者数(人)	
個人タクシー・個人貨物運送業者		労災則第46条の17第1号	179	9,371
建設業の一人親方		同条第2号	3,030	497,475
漁船による自営漁業者		同条第3号	68	1,589
林業の一人親方		同条第4号	108	1,765
医薬品の配置販売業者		同条第5号	17	199
再生資源取扱業者		同条第6号	22	487
船員法第1条に規定する船員		同条第7号	30	113
合 計			3,454	510,999

特定作業従事者				
作業の種類		団体数	加入者数(人)	
農作業従事者	特定農作業従事者	労災則第46条の18第1号イ	440	68,654
	指定農業機械作業従事者	同条同号ロ	416	30,706
訓練従事者	職場適応訓練従事者	同条第2号イ	53	265
	事業主団体等委託訓練従事者	同条同号ロ	103	11,176
家内労働者	金属等の加工の作業	同条第3号イ	32	178
	洋食器・刃物等の加工の作業	同条同号ロ	7	29
	履物等の加工の作業	同条同号ハ	5	73
	陶磁器製造の作業	同条同号ニ	1	—
	動力機械による作業	同条同号ホ	13	73
	仏壇・食器の加工の作業	同条同号ヘ	1	—
	計		59	353
労働組合等常勤役員		同条第4号	11	29
介護作業従事者		同条第5号	294	3,248
合 計			1,376	114,431